

**注意事項**

- ・ 2025年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
東海市犯罪被害者等支援金の申請	遺族支援金の支給申請	○		遺族支援金の遺族範囲「犯罪死亡者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）」に該当する。 （証明書の提示により配偶者とみなす）	交通防犯課 052-613-7523 0562-38-6134
東海市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金の申請	監護する未成年者が着用する乗車用ヘルメットを購入した際の補助金申請	○		証明書の提示により、未成年者を現に監護するものとして取り扱い、保護者とみなす	交通防犯課 052-613-7523 0562-38-6134
所得証明書（課税・非課税証明書）の発行	所得証明書発行の代理申請	○		同居の親族であれば申請可能 （証明書の提示により親族とみなす）	税務課 052-613-7549 0562-38-6157
固定資産税関係証明書等の発行	各種証明書等（評価証明書、公課証明書、資産証明書、記載事項証明書など）発行の代理申請	○		同居の親族であれば申請可能 （証明書の提示により親族とみなす）	税務課 052-613-7554 0562-38-6162
固定資産税関係台帳等の閲覧	各種台帳等（名寄帳など）の代理閲覧	○		同居の親族であれば申請可能 （証明書の提示により親族とみなす）	税務課 052-613-7554 0562-38-6162
県民税の所得割額等に関する証明書の発行	狩猟税の軽減税率の適用のための証明書の発行の代理申請	○		同居の親族であれば申請可能 （証明書の提示により親族とみなす）	税務課 052-613-7548 0562-38-6152

**注意事項**

- ・ 2025年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
市県民税申告	市県民税の代理申告	○		同居の親族であれば申請可能 (証明書の提示により親族とみ なす)	税務課 052-613-7548 0562-38-6152
納税証明書の発行	納税証明書の代理申請 (同一世帯であれば委任状不要)	○		同一世帯の親族の申請可能 (証明書の提示により親族とみ なす)	収納課 052-603-2241
住民票の記載	住民票における、世帯主との続柄の記載を「縁 故者」とすることができる	○			市民窓口課 052-613-7592 0562-38-6228
母子健康手帳の交付	妊婦が来庁できない場合の代理申請		○		健康推進課 (代)052-689-1600
乳幼児健診	パートナーの乳幼児を連れて受診		○		健康推進課 (代)052-689-1600
各種教室の参加(両親学級等)	パートナーの代理、同席、子どもを連れての参 加		○		健康推進課 (代)052-689-1600
東海市妊産婦・新生児・乳児健 康診査費等補助金交付申請	パートナーの代理申請		○		健康推進課 (代)052-689-1600
育児相談・すこやか健診	パートナーの子どもを連れての参加		○		健康推進課 (代)052-689-1600
予防接種に係る各種申請	パートナーの代理申請		○		健康推進課 (代)052-689-1600
各種健診に係る申込	パートナーの代理申請		○		健康推進課 (代)052-689-1600

**注意事項**

- ・ 2025年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
市営住宅の入居	市営住宅の入居申込み及び同居申請	○		入居申込みの資格のひとつである「現に同居し、又は同居しようとする親族があること(内縁及び婚約者含む)」について資格を有する(証明書の提示により親族とみなす)ただし、市内在住又は在勤者でない場合はサービスの利用不可	建築住宅課 052-613-7816 0562-38-6407
給水証明等の発行	給水証明書等の発行	○		同居の親族であれば発行可能(証明書の提示により親族とみなす)	経営課 052-613-7867 0562-38-6447
下水道事業受益者負担金証明書の交付	下水道事業受益者負担金証明書の代理申請	○		同一世帯の親族の申請可能(証明書の提示により親族とみなす)	下水道課 052-613-7871 0562-38-6452